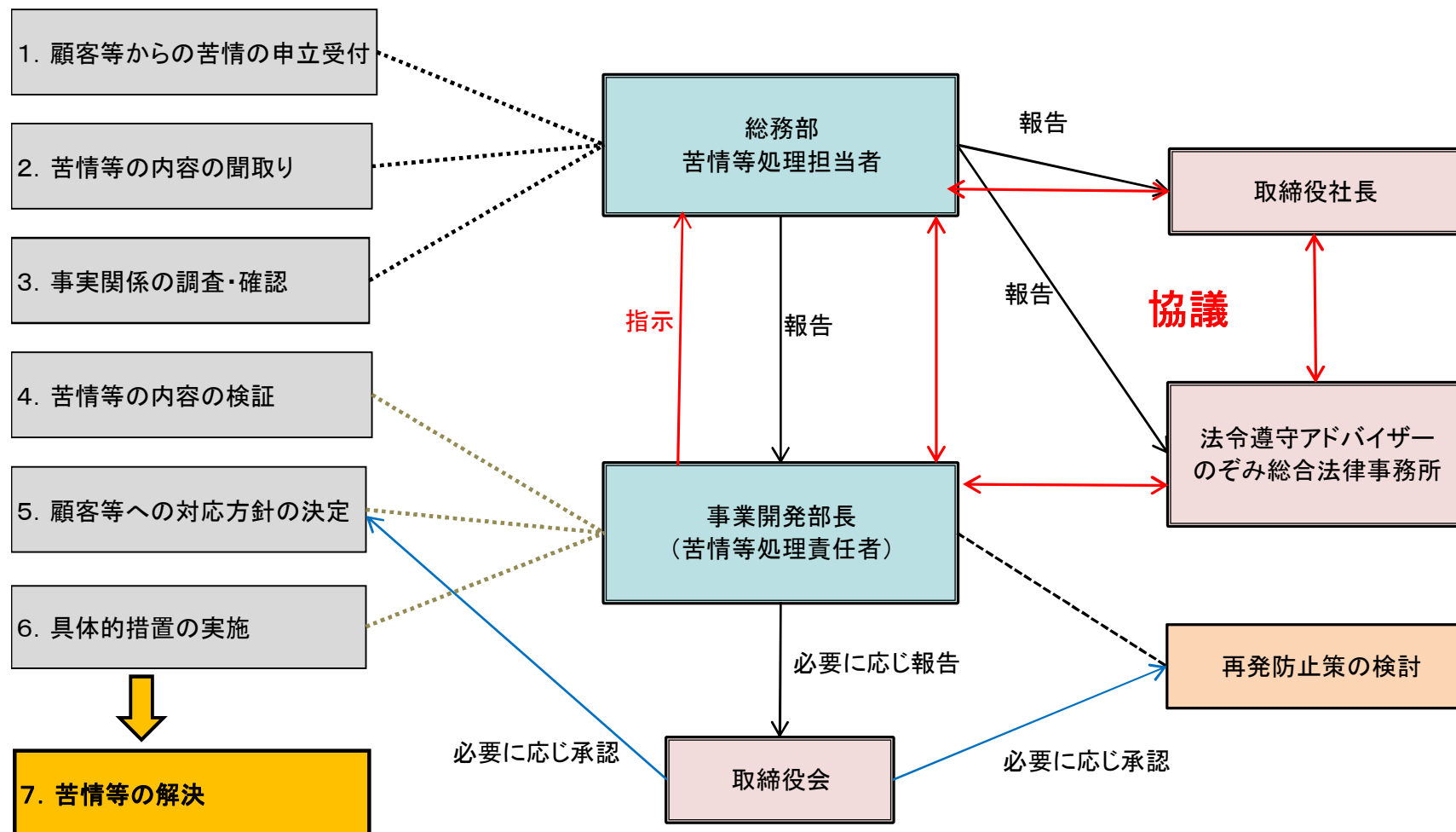


金融商品取引業務における苦情および紛争の処理に関する業務体制

弊社の第二種金融商品取引業務に係る苦情および紛争（以下、苦情等と記載します）の処理に関する体制は下記の通りです。

苦情解決までの流れ

★第二種金融商品取引業務には、株式会社アーバンレック事業開発部があたります。



別途第三者機関による解決を希望される場合は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会に申立てることが可能です。詳しくはHPの「苦情処理措置」をご覧になるか、総務部(087-822-0210)へお問い合わせ下さい。